

広島県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字大込一〇九五四の一、一〇九五六の二・一〇九五六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九五六の五、一〇九五六の六、一〇九五六の一五、一〇九五六の一六、一〇九五六の一八、一〇九五七の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）